平成 31 年度

公益社団法人 北海道社会福祉士会 十勝地区支部 基本方針及び事業計画 (案)

十勝地区支部 基本理念 「つなぐ・ささえる・まもる・つくる・かえる」

I 基本方針「社会の要請と地区支部の実情に基づく活動に修正する1年」

1. 社会福祉士の現状について

社会福祉士は、昭和63年の制度施行から現在に至るまで、**約21万人**(平成29年12月末現在)誕生。その活躍の場は、高齢者支援、障害児・者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援といった広い分野にわたっています。

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業においては、主任相談支援員の42.3%(平成29年度)、福祉事務所における生活保護担当現業員の13.5%、生活保護担当査察指導員の8.7%(厚生労働省社会・援護局調べ平成28年10月1日時点)。スクールソーシャルワーカーの50%が社会福祉士資格を有しています(文部科学省初等中等教育局調べ平成27年度)。司法分野においては、刑事施設において99人、少年院において16人が配置される(法務省矯正局調べ平成28年度)など、あらゆる領域において社会福祉士の有資格者の配置が増えてきています。

更に、平成29年8月2日に公表された「新しい社会的養育ビジョン」(厚生労働省・新たな社会的養育の在り方に関する検討会)の中では、保育所へのソーシャルワーカーの配置する方向が謳われています。

われわれ社会福祉士に対する社会の期待は、日に日に高まっていると言えます。

2. 社会福祉をめぐる情勢



平成29年12月12日に告示された「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制整備に関する指針」の中では、「分野を超えて地域生活課題について総合的に相談を応じ、関係機関と連絡調整を行う体制」の重要性が謳われています。

更に、平成 30 年 3 月 27 日、厚生労働省は、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉

士に求められる役割等について」(社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会)を公表しました。

これは平成28年12月以降、**地域共生社会の実現に向けて求められるソーシャルワークの機能**や、その中で社会福祉士が担うべき役割、多様化・複雑化する地域課題に対応できる実践力強化のための方策等について、5回**に**わたり議論した内容を整理したものです。

この報告書では、社会福祉士が今後担う役割として、地域共生社会の実現に向けて、地域のさまざまな主体と連携した取り組みが必要となる中で、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整等の役割を果たすこと等を挙げています。

1.2の状況より、社会福祉士の共通基盤6領域を土台に、ジェネリックな力量の向上を追求するわれれ社会福祉士に対する、社会の期待は日に日に高まっていることがわかります。

3. 十勝地区支部をめぐる動向

平成28年度より新支部長・副支部長体制でスタートし3年弱。基礎研修 I ~Ⅲの地元開催の実現、委員会の再編と司法との連携の開始、受験生支援の開始、ホームページのリニューアルと継続更新、10士業相談会への参加・・等、これまでの地区支部の課題解決と地域・社会の要請に応じて、活動を修正しながら拡大展開してきました。

10月末現在の会員数は180名、この10年余で80%程度の増加を見せています。会員が増加することは望ましいことであるものの、逆に「顔の見えない関係」になりつつあることも否定できません。

そんな中でも、基礎研修を修了した会員や、各ブロックごとの社会福祉士が企画・参画する地域のネットワーク活動を通じて、本会の活動に参加する新たな会員が増加しています。その一方、全体を見渡した時、研修会や学習会に参加する会員総数は決して増加している状況にはありません。

更に拡大基調でここ数年事業を実施してきた結果、基礎研修 I ~Ⅲの運営(年間約130時間の集合研修)や成年後見関係の会議出席等で、**担当役員・委員の一部に大きな負担**をかける状況も生まれています。

そこで平成31年度は、この**3年間の拡大路線を見直し、社会の要請と地区支部の実情を踏まえた事業展開に修正**しながら、取り組んでいく1年にしていく必要性があると考えます。

1. 会員・参加会員の 拡大と未来の会員支援 の拡充(拡充)

受験生・実習生段階からの支援を通じて会を身近に感じていただき、結果入会する会員を拡大するとともに、会の活動(役員・協力員・研修会等)に参加する既存の会員を増やすことで、地区支部の組織基盤を強化していきます

2. 顔の見える関係作りの促進と参加しやすい活動形態の追求(修正)

180 名を超える会員数になったことから、顔の見えにくい関係になってきたため、広報ツール等を用いて多くの会員の顔が見える活動、参加しやすい活動形態を追求します

3. 地域・社会の要請に 即した活動 (修正)

継続している各自治体の各種審議会・委員会等への会員派遣や専門職能団体との連携を更に進めて、今取り組むべき社会的・地域的課題解決に向けた取り組み(司法との連携よる被疑者支援、未来の会員に向けた人材育成支援等)を進めます。

5. 会員の資質向上に 資する研修の開催と研修 実施体制の見直し(修 正)

会員の資質向上のため、権利擁護セミナー、社会福祉セミナー、定例 学習会等を開催します。また日本社会福祉士会が試行しているオンデマンドによる学習体制を推奨していきます。また国レベルで、福祉の視点 での地域作りの推進役として社会福祉士への期待が高まり、それに応えられる実践力向上を図る研修を拡充します。更には実施可能な研修 運営体制の見直しを行います

Ⅱ 組織·運営体制

1 役員体制

昨年度同様の体制および役割を継続します

	メンバー	役割
支部長		事業骨格の立案・事業進捗状況の総括・地
		区支部の対外的な窓口・四役会議招集等
事務局	事務局長	道事務局との連絡調整・役員会の議案整
	※事務局(みやざわ社会福祉士・	理・地区支部役員と会員間の連絡調整・行
	行政書士事務所)	政関連団体との連絡調整等
会計		地区支部の事業推進にかかる出納管理・予
		算執行状況の把握・事業推進のための予算
		執行調整提案 等
四役会	支部長·副支部長·事務局長·会計	担当委員会の状況把握と報告相談・各部会
	※適宜、道の委員会委員を招集	間の連携・役員会の議案検討 等
役員会	四役·部会長·幹事·監事·道委員	道理事会、各委員会の活動内容の共有、道
	(地区支部推薦)	会への意見要望の集約、地区支部の事業の
		進捗状況の共有・その他事業推進に関する
		意思決定 等

2 委員会·部会体制

昨年度までの委員会体制を改編し、以下の委員会および部会を設置。記載の事業を推進します。 ※新=新設委員会 再=再編 継=継続

委員会	部会	設置目的
【継続】基礎研修委員会	(●●部会長)	基礎研修 I ~Ⅲの運営
(●●委員長)		※公開学習会参加者の受付
	(●●部会長)	定例学習会(2回)の企画運営
		社会福祉セミナーの企画運営
【継】権利擁護委員会	成年後見部会	成年後見受任者のフォローアップや会員の権利擁
(●●委員長)	(●●部会長)	護意識の向上、関係職種との連携の推進等
	司法連携部会	司法との連携を推進し、福祉的支援が必要は方
	(●●部会長)	への入口・出口支援のできる環境を整える
【再】広報連携委員会	(●●部会長)	地区支部活動の PR・周知の促進と会員間の顔
(●●委員長)		の見える関係作りの促進。他職能団体との連携
【新】人材育成委員会	(●●部会長)	未来の会員に対する支援、及びそこに関わる社会
(●●委員長)		福祉士に対する支援(受験生・実習生)

3 ブロック幹事

地域における社会福祉士や福祉に関する動向を把握し、情報を集約・発信する窓口

南十勝 広尾·大樹·更別·中札内	北十勝 上士幌·士幌·音更	西十勝 新得·鹿追·清水	東十勝 ^{陸別・足寄・本別}
			池田·豊頃·浦幌
●●幹事	●●幹事	●●幹事	●●幹事

4 意見交換会・全体会

地区支部の事業計画・報告を会員に報告、意見交換をする機会として、以下の会を開催します

意見交換会	12月	地区支部全体会	5月
-------	-----	---------	----

5 成年後見人合議体の運営

地区支部窓口	権利擁護委員会 担当 ● ■ 司支部長
運営委員	

6 北海道社会福祉士会 役員·委員等

北海道社会福祉士会理事	
ぱあとなあ北海道運営委員会	
生涯研修委員会	
地域包括支援センター支援委員会	
企画総務委員会	
生活困難者委員会	
災害対策委員会	
子ども未来部会	
司法分野との連携特別委員会	
実習指導者研修委員会	
*基礎研修講師養成研修修了者	ソーシャルワーク理論 鹿内会員・太田会員
	地域開発・政策 清野光会員・岡本会員
	権利擁護·法学 石川会員·清野祥会員
	サービス管理・経営 杉野会員
	実践評価·研究 堀田会員
*スーパーバイザー登録者	清野光会員・清野祥会員・高畑会員・杉野会員

Ⅲ 2019 年度 事業実施計画 (案)

1. 四役担当任務·担当事業

- ① 担当委員会の状況把握と意思決定に関する調整
- ② 各委員会・部会間の連携調整に関すること
- ③ 担当委員会の予算執行状況の把握・調整
- ④ 他地区支部、他SW団体との連携(道東のつどい・PMCラボの企画運営)

2. 委員会実施計画

生涯研修委員会	基礎研修部会	①【企画運営】基礎研修 I (10 月・2 月集合研修、12 月に中間課題応援企画実施) ②【企画運営】基礎研修 II 年間 60 時間 ③【運営協力】基礎研修 II 年間 60 時間 ※基礎研修講師養成研修修了者と運営協力 ※2019 は II・IIの 1/2 程度は、道東ブロック間での分担 等により運営時間を減らす
	セミナー・学習会部会	①定例学習会の企画運営 ②社会福祉セミナーの企画運営

権利擁護委員会	成年後見部会	 権利擁護セミナーの企画運営 成年後見人フォローアップ研修(年6回) 受任者が活動しやすい環境づくり ぱあとなあ北海道との連絡調整 成年後見にかかわる専門職との連携等
	司法連携部会	① 司法福祉に関する研修会 ② 弁護士との事例検討・意見交換 ※両部会でマイノリティ支援に関すること
広報連携委員会		 ニュース作成(年4回) ホームページ管理 福祉フェス、10 士業相談会 ボランティア活動 当事者・専門職団体等との連携に関すること
人材育成委員会		① 受験生支援に関すること② 実習生及び実習指導者支援に関すること③ ソーシャルワーカー出前講座(学校)

3 十勝地区支部 ブロック活動計画(広報連携委員会と連携)

① ì	通信への「ブロック情報」記事執筆	各ブロックでの医療福祉関連の面白い取り組みを執筆
2 j	通信への「会員紹介」記事の調整	各ブロックで是非紹介したい実践をしている会員、面白い
		特技を持っている会員…等紹介する(友達の輪的な…)

4 専門性を生かした地域貢献事業 実施計画

管内関係機関への委員等派遣	带広市社会福祉協議会評議員•帯広市介護認定
	審查会·障害支援区分認定審查委員会(帯広
	市・南十勝)・帯広市健康生活支援審議会・道東
	知的障がい福祉協会オンブズマン・芽室町成年後見
	支援センター専門部会・陸別町成年後見実施機関
	運営協議会・りくべつ生活安心センター受任等調整
	会議等
10士業合同くらしのよろず相談会	弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・
※広報連携委員会	FP 協会・税理士・・・等専門士業と一緒に、1 日無
	料相談会を実施
福祉フェスティバル相談会	社会福祉士会で 2 日間相談ブースを設置し、住民
※広報連携委員会	の相談にあたる